

## 議員提出第三号議案

地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める  
意見書

地方議会は、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立、ウイズコロナ下での新しい生活様式の定着や分散型国土の構築、さらには人口減少社会への対応、国土強靱化や防災・減災対策等、直面する様々な課題の解決に向けて、民意を反映する地方公共団体の意思決定機関として、精力的に活動している。

こうした実態がある一方、地方議会は地方自治法において「議会を置く」と規定されるのみであり、議会及び議員に対する住民の理解を深めるためには、地方公共団体の意思決定機関としての議会の位置付け、職業としての議員の職務等を明確に規定することが極めて重要である。

また、小規模町村を中心に無投票当選が増加するなど議員のなり手不足が課題となっており、第三十二次地方制度調査会答申においては、当面の対応として、議員の請負禁止の範囲の明確化や規制緩和などについて検討する必要があるとされ、多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備を図るためには、法改正等必要な対応が求められるところである。

さらに、地方議会から提出される意見書は、地方のみでは解決困難な課題への対策等を求める切実な声であり、これを貴重なものと真摯に受け止め、国における政策になお一層の活用を図ることは、地方議会の活性化にもつながるものとなる。

よって、国会及び政府におかれては、次のとおり地方議会の位置づけを明確に規定するために必要な地方自治法の改正等を行うよう強く要望する。

- 一 議会の位置付け、権限を法律上明確化すること。
  - 二 議員の職務等を法律上明確化すること。
  - 三 議員の請負禁止の範囲を明確化すること。
  - 四 国において意見書を積極的に活用し、その活用結果を公表すること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和三年三月二十六日

大分県議会議長 麻生 栄 作

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
総務大臣	武田良太殿
内閣官房長官	加藤勝信殿